

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都条例第 46 号

1 概要

(1) 改正理由

受益者負担の適正化のため、自然公園施設の使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。

(2) 改正内容

条例別表第 2 及び第 3 に規定する自然公園施設の使用料及び占用料の上限額を適正額に改める。

ア 別表第 2 (使用料)

種 別 (単 位)	現 行	改 正 後
土地 (1 m ² /月)	95 円	91 円
建物 (1 箇所/月)	9,100 円	8,800 円

イ 別表第 3 (占用料)

種 別 (単 位)	現 行	改 正 後	
電柱、標識 (1 本/月)	101 円	104 円	
水道管、下水道管、ガス管、電線 (1 m/月)	91 円	93 円	
鉄塔 (1 m ² /月)	91 円	93 円	
変圧塔、マンホールの類 (1 箇所/月)	91 円	93 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱 (1 箇所/月)	36 円	37 円	
公衆電話所 (1 箇所/月)	91 円	93 円	
地下の占用物件 (1 m ² /月)	(地上露出部分)	91 円	93 円
	(地下部分)	45 円	46 円
高架の占用物件 (1 m ² /月)	45 円	46 円	
天体、気象又は土地の観測施設 (1 m ² /月)	91 円	93 円	
写真撮影のための常時占用 (撮影機 1 台/月)	728 円	744 円	
写真撮影のための臨時的な占用 (1 回 (1 時間以内))	1,137 円	1,162 円	

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部緑環境課自然公園係

直通 03-5388-3508

内線 42-685